特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	児童扶養手当に関する事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

水戸市は、児童扶養手当に関する事務における特定個人情報ファイルを 取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の 権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいそ の他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人 のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言す る。

特記事項

評価実施機関名

水戸市長

公表日

令和4年6月6日

I 関連情報

_ Ⅰ 関連情報	
1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務
①事務の名称	児童扶養手当に関する事務
②事務の概要	「児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)」及び「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」(以下「番号法」という。)の規定に従い,特定個人情報を児童扶養手当の支給に関する事務において取り扱う。 ①認定請求及び各種届出の受理,審査並びに応答。 ②受給者情報の管理。 ③手当の支給の管理。
③システムの名称	児童扶養手当システム,団体内統合宛名システム,中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル:	名
1.受給者ファイル, 2.関係者ファ	ァイル, 3.支払ファイル, 4.所得ファイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条(利用範囲) 別表第一の37の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で 定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)」第29条
4. 情報提供ネットワークシ	マステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) (別表第二における情報提供の根拠) 別表第二の13,16,26,30,47,64,65,87,106,116の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)」第10条の3,第12条,第19条,第26条の2,第35条,第36条,第44条,第53条,第59条の2の2 (別表第二における情報照会の根拠) 別表第二の57の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令」第31条
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	水戸市役所 こども部こども政策課
②所属長の役職名	こども政策課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正・利用停止請求
請求先	郵便番号 310-8610 水戸市中央1丁目4番1号 水戸市役所 総務部 総務法制課 電話番号 029-232-9116
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ
連絡先	郵便番号 310-8610 水戸市中央1丁目4番1号 水戸市役所 こども部こども政策課 電話番号 029-232-9176

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			14年5月1日 時点				
2. 取扱者勢	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和]4年5月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類									
[基礎	項目評価書]		1)	(選択肢>)(基礎項目評価書表で)(基礎項目評価書及で)(基礎項目評価書及で)	「重点項目評価書 「全項目評価書			
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関については	、それぞれ重り	点項目評価						
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)									
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分	}である]	1)	(選択肢>) 特に力を入れている) 十分である) 課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用									
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[+%	うである]	1)	〈選択肢>)特に力を入れている)十分である)課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[+%	うである]	1)	〈選択肢>)特に力を入れている)十分である)課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [〇]委託しない									
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	1)	(選択肢>) 特に力を入れている) 十分である) 課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	k (委託や情報提	供ネットワーク	システムを	通じた提供を除	₹ ८.) [O]提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	1)	(選択肢>) 特に力を入れている) 十分である) 計題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続			[]接続し	ない(入手) []接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[+9	}である]	1) 2) 3)	(選択肢≥) 特に力を入れている) 十分である) 課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か		うである]	1)	(選択肢>)) 特に力を入れている) 十分である) 課題が残されている				
7. 特定個人情報の保管・注	肖去								
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[+9	}である]	1)	(選択肢≥) 特に力を入れている) 十分である) 課題が残されている				
8. 監査									
実施の有無	[〇] 自己点	検	[] [内部監査	[] 外部監	査			
9. 従業者に対する教育・啓	発								
従業者に対する教育・啓発	[十分に	行っている]	1) 2)	(選択肢>) 特に力を入れて行っ) 十分に行っている) 十分に行っていない	ている			

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の 制限)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の 制限)		
令和4年6月6日		の番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣		
		(別表第二における情報照会の根拠) 別表第二の57の項 「行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務を定める命令」第31条	(別表第二における情報照会の根拠) 別表第二の57の項 「行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務を定める命令」第31条		
令和4年6月6日	5.評価実施機関Iにおける担 当部署 ①部署		水戸市役所 こども部こども政策課	事後	
令和4年6月6日	5.評価実施機関Iにおける担 当部署 ②所属長の役職名	子ども課長	こども政策課長	事後	
令和4年6月6日	郵便番号 310-8610 8.特定個人情報ファイルの取 扱いに関するお問い合わせ 水戸市役所 福祉部子ども課 電話番号 029-232-9176		郵便番号 310-8610 水戸市中央1丁目4番1号 水戸市役所 こども部こども政策課 電話番号 029-232-9176	事後	
令和4年6月6日	II しきい値判断項目 1.対象人数	いつ時点の計数か 令和2年5月1日時点	いつ時点の計数か 令和4年5月1日時点	事後	記載要領の変更に伴う修正の ため重大な変更には当たらな い。
令和4年6月6日	II しきい値判断項目 2.取扱者数	いつ時点の計数か 令和2年5月1日時点	いつ時点の計数か 令和4年5月1日時点	事後	記載要領の変更に伴う修正の ため重大な変更には当たらな い。